

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 34 号

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 15 条 町長が、特別な理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

第 16 条（見出しを含む。）中「返還」を「還付」に、「別表 3」を「別表 2」に改める。

別表 1 体育館使用料専用使用の表中

「

多目的 ルーム1	500円	500円	300円	500円	500円	500円	700円	700円
多目的 ルーム2	500円	500円	300円	500円	500円	500円	700円	700円

」を

「

多目的 ルーム1	600円	600円	400円	600円	600円	600円	800円	800円
多目的 ルーム2	600円	600円	400円	600円	600円	600円	800円	800円

」に、

同表個人使用の表中

「

大人 (高校生以上)	300円	(1台につき) 300円	100円
小人 (中学生以下)		(1台につき) 150円	50円

」を

「

大人 (高校生以上)	400円	(1台につき) 2階 400円 3階 300円	150円
小人 (中学生以下)		(1台につき) 2階 200円 3階 150円	100円

」に

改め、同表の備考 1 を削り、同備考 2 を同備考 1 とし、同備考 3 を同備考 2 とし、同備考 4 を同備考 3 とする。

別表 2 を削り、別表 3 を別表 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。